

豊かな「緑」は県民共通の財産。みんなで支え、育て、次の世代に引き継ぎましょう。

みんなで守ろう兵庫の緑



県民共通の財産である
「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして

**県民緑税を
平成18年度からお願いします。**

兵庫県



災害に強い森づくりや防災・環境改善のための都市の緑化を進めます。

平成16年の一連の台風は洪水や山崩れ、風倒木等の甚大な被害をもたらし、私たちに森林をはじめとする「緑」を整備することの必要性を改めて強く認識させました。

森林や里山、公園や街路の樹木などの「緑」は、洪水・濁水防止機能、温暖化防止機能をはじめ、気候緩和や大気の浄化、土砂の流出防止、火災の延焼防止、安らぎの空間の創出など多様な公益的機能を有しており、私たちの生活に密接にかかわっています。

社会経済環境の変化に伴って、森林と生活とのかかわりが薄れる中で、森林の荒廃が進み、都市地域では、都市化の進展に伴う開発やアスファルトなどの人工的な土地利用等により緑が大きく損なわれてきました。その結果、「緑」が持つ多様な公益的機能の発揮に支障が生じています。

「緑」、特に樹木が公益的機能を十分発揮するためには、多くの労力と長い年月が必要であり、必要としたときにすぐにつくり出すことはできません。

そして、今、「緑」の保全・再生は、これまでのように森林所有者等の一部の人々の活動では進めがたい状況になっています。



風倒木の被害



山崩れの被害

そこで兵庫県では、県民の共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入し、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、「緑」の保全・再生に関する事業を早期・計画的に推進していきます。



森林の整備

森林は本来、森のダムと称される貯水機能や土砂流出防止機能など、住民を自然災害から守る様々な機能を有しています。県では、森林は県民共通の財産との認識のもと、公的間伐の徹底実施や里山林整備などの「新ひょうごの森づくり」を進めていますが、昨年の台風により風倒木被害や山腹崩壊など防災面での脆弱さが再認識されました。このため、災害に強い森づくりを進め、県土の保全や安全・安心な生活環境の創出を図ります。

災害に強い森づくり

●緊急防災林整備

急傾斜地等の、スギ・ヒノキ林を対象に、間伐に加え、早期・確実に防災機能を高めるため、間伐材を利用した土砂流出を防ぐ簡易な工事などを実施します。



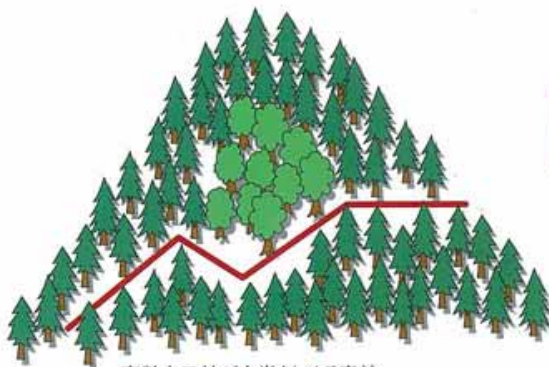
もやし状で表土が流出する森林



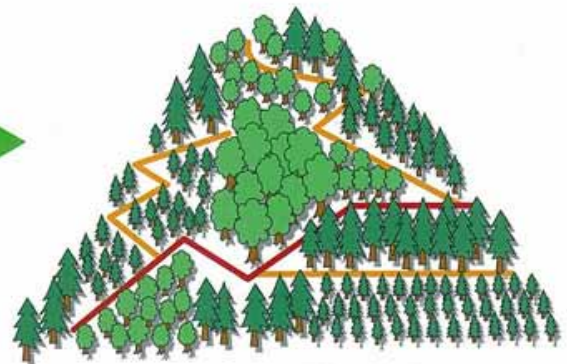
間伐実施後

●針葉樹林と広葉樹林の混交林整備

スギ・ヒノキ等の高齢人工林の部分伐採を促進し、広葉樹等を植栽することにより、樹種、林齢が異なる水土保全能力が高い森林に整備します。



高齢人工林が大半をしめる森林



針葉樹林と広葉樹林の混交化

●里山防災林整備

集落の裏山を対象にした森林整備に併せて簡易な柵工さくこうなどの設置や歩道整備を行います。



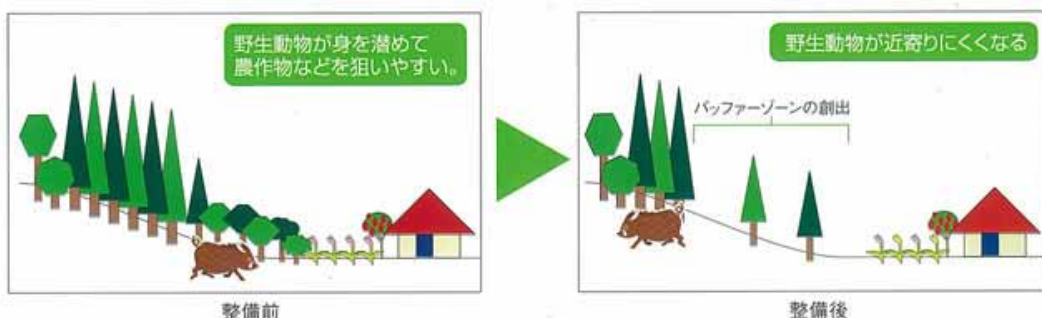
巡視にも活用する管理歩道



柵工(表土の流出を留める簡易防災施設)

●野生動物育成林整備

野生動物による人間や農作物への被害を防止するために、人家等に隣接した森林の裾野を帯状に抜き切りするとともに、森林の奥地に育成の場となる広葉樹林を整備し、農山村の安全で安心な生活環境をつくります。



都市の緑化

緑は、火災の延焼防止やヒートアイランド現象の緩和などの公益的機能を有していることから、連続的、拠点的な緑地の整備を行うことにより緑の総量の拡大を図っていく必要があります。

そこで、公有地はもとより民有地の活用も含め県民の皆様とともに緑の創出に取り組んでいくため、「県民まちなみ緑化事業」を実施します。

県民まちなみ緑化事業

●緑地整備

防災面や環境面での緑の公益的機能の向上のため、学校、公園等公有地での住民の皆様による緑化や工場・事業所・集合住宅の緑化など、連続的、拠点的な緑地を整備する場合に整備費等を助成します。

●植樹用苗木の提供

地域の防災性の向上や環境改善を図るため、住民の皆様による植樹活動に対して、中高木を中心とした苗木(樹高1~2m)等を提供します。



ポケットパークの緑化



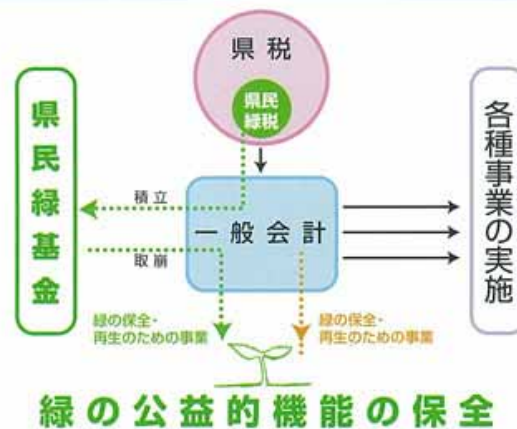
道路沿いの緑化



県民総参加で「県民緑税」を 平成18年度からお願いします。

課税方式	県民税均等割の超過課税												
納税義務者	個人:1月1日現在で県内に住所等を有する人 <small>県民税均等割が課税される人が対象となるので、一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。</small> 法人:県内に事務所等を有する法人等												
超過税率 (年額)	個人:800円(現行の個人県民税均等割の標準税率 年1,000円) 法人:超過額は標準税率の均等割額の10%相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	税額	1千万円以下	2,000円	1千万円超1億円以下	5,000円	1億円超10億円以下	13,000円	10億円超50億円以下	54,000円	50億円超	80,000円
資本等の金額	税額												
1千万円以下	2,000円												
1千万円超1億円以下	5,000円												
1億円超10億円以下	13,000円												
10億円超50億円以下	54,000円												
50億円超	80,000円												
税収規模	年間約21億円(個人約17億円・法人約4億円)												
課税期間 及び課税 開始時期等	5年間(5年経過する時点で、税導入の効果、社会情勢等により見直しを検討します。) ・個人:平成18年度分～平成22年度分 ・法人:平成18年4月1日～平成23年3月31日の間に開始する事業年度分												
納付の方法	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">(個人の場合)</td> <td style="text-align: center;">(法人の場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業所得者等</div> ↓ 普通徴収 (納付) ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市 町</div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">給与所得者</div> ↓ 特別徴収(給与引取り) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">雇用主</div> ↓ (納入) ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市 町</div> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">↓ 払込</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">法 人</div> ↓ 申告納付 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県</div> </td> </tr> </table>	(個人の場合)	(法人の場合)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業所得者等</div> ↓ 普通徴収 (納付) ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市 町</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">給与所得者</div> ↓ 特別徴収(給与引取り) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">雇用主</div> ↓ (納入) ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市 町</div>	↓ 払込		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">法 人</div> ↓ 申告納付 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県</div>					
(個人の場合)	(法人の場合)												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業所得者等</div> ↓ 普通徴収 (納付) ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市 町</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">給与所得者</div> ↓ 特別徴収(給与引取り) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">雇用主</div> ↓ (納入) ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市 町</div>												
↓ 払込													
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">法 人</div> ↓ 申告納付 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県</div>													

「県民緑基金」を創設し、「県民緑税」と他の財源と区別して管理することとしました。用途についても、県民緑税条例で、森林及び都市の緑の保全・再生のための事業に限定しています。



緑の公益的機能の保全

皆様のご理解とご協力をお願いします。



<http://web.pref.hyogo.jp/zeimu/sinrin/midorimain.htm>



お問い合わせ先

〈税の仕組み〉▶ 税務課

TEL 078(362)3086 FAX 078(362)3906 E-mail zeimuka@pref.hyogo.jp

〈森林の整備〉▶ 豊かな森づくり室

TEL 078(362)4192 FAX 078(362)3954 E-mail yutakanamoridukurishitsu@pref.hyogo.jp

〈都市の緑化〉▶ 都市政策課

TEL 078(362)3563 FAX 078(362)9487 E-mail kendo_toshi@pref.hyogo.jp

兵庫県